

大口町告示第47号

大口町廃棄物減量等推進員設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町廃棄物減量等推進員設置要綱の一部を改正する要綱

大口町廃棄物減量等推進員設置要綱（平成８年大口町告示第３号）の一部を次のように改正する。

第６条を次のように改める。

（報償）

第６条 推進員の報償の額は、年額１１，８００円とする。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。